

静岡県立伊豆伊東高等学校定時制の課程における いじめ防止等のための対策に関する基本方針

はじめに

本方針は平成 25 年 9 月 28 日に施行されたいじめ防止対策推進法第 13 条に基づき、策定された「いじめの防止等のための基本的な方針」が平成 29 年 3 月 14 日に改訂されたことを受け、本県においても「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」が改訂された。この改訂された両方針を参酌した上で、いじめの防止等に対し、学校が果たすべき役割を定めたものである。

本方針は本校ホームページで公表するとともに、教職員の意識や取組を学校評価等で定期的に点検し、適宜見直しを行う。

1 いじめ防止のための基本理念

いじめ防止のための基本理念は、以下のとおりであり、この基本理念に基づき、いじめ防止等のための対策を推進する。

- ・生徒が安心して生活できるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること。
- ・生徒が、自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育み、いじめの問題について理解を深めることにより、いじめの防止等に向けた主体的かつ自主的な取組ができるようになること。
- ・県、国、市町、学校、家庭、地域住民その他の関係者による連携の下、社会総がかりでいじめの問題を克服すること。

いじめの認知については、件数の多いことが学校や学級に問題があるという考え方をせず、いじめの認知こそが対策のスタートラインであると捉える。いじめの存在を把握しなければ対応へとつなぐことができないことから、できる限り初期の段階で認知し、対応するという姿勢を持つことが重要である。

2 いじめの防止等の基本的な考え方

(1) いじめの定義

「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」

「心身の苦痛を感じているものだけでなく、苦痛を表現できない場合、いじめと本人が気付いていなかったりする場合もある前提で、その生徒や周りの状況等を、組織的に情報を共有し複数で確認することにより、いじめと判断することがある」

具体的には、以下のようなものである。

- ・冷やかしからいじめ、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(2) いじめの理解

いじめは、どの生徒にもどこでも起こりうるものである。とりわけ嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせる。また、生徒それぞれが所属する集団において、規律が守られなかったり問題を隠したりするような雰囲気があることや、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする生徒、「傍観者」として周りで見て見ぬ振りをして関わらない生徒がいることにも気を付けなくてはならない。いじめを許容しない雰囲気を、集団全体で形成することが重要である。

(3) 基本的考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。しかし、どの生徒にも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての生徒に向けた対応が求められる。

いじめを受けた生徒は心身ともに傷付き、その大きさや深さは、本人でなければ実感できない。いじめた生徒や周りの生徒が、このことに気付いたり、理解したりする

ことが求められる。いじめが重篤になるほど、状況は深刻さを増し、その対応は困難となる。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要である。

いじめの未然防止には、いじめが起こりにくい人間関係をつくり上げていくことが求められる。学校や家庭だけでなく、社会総がかりで、健やかでたくましい生徒を育て、心の通い合う、温かな人間関係の中で、いじめに向かわない生徒を育てることが重要である。

ア いじめの未然防止 ～健やかでたくましい心を育む～

いじめの未然防止のために、学校の教育活動全体を通じ、生徒と教職員との信頼関係を大切にし、考え方などの違いを認め合うなど、安心して自分を表現できる集団づくりに努める。全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解、お互いの人格を尊重し合える態度、心の通う人間関係を構築する能力、いじめの背景にあるストレス等に適切に対処する力を養う。また、生徒自らがいじめについて考える場や機会を大切にし、自分たちの問題を自ら解決していくような集団に育成する。さらに、全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを構築する。

イ いじめの早期発見 ～いじめはどの生徒にも起こりうる～

いじめの早期発見のために、定期的なアンケート調査や教育相談（面談）等を実施し、学校生活全体における生徒の詳細な観察を通して、日頃から生徒の心の状態を把握し、積極的にいじめの発見に努める。また、家庭や地域と連携し、生徒たちのわずかな変化を手がかりにいじめの発見に努める。

ウ いじめへの早期対応 ～いじめを受けた生徒の立場に立って組織的に～

いじめが発見された場合には、深刻な事態にならないように、速やかに組織的に対応する。いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒や周りの生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する。家庭や教育委員会への連絡・相談を行い、状況によっては、警察や児童相談所、医療機関など関係機関等と連携する。

エ 関係機関との連携 ～専門家とつながる～

いじめの問題への対応において、必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず十分な効果が上がらない場合、また家庭、地域、学校の連携・協力だけでは対応が不十分であったり、解決への状況が膠着したりした場合には、以下の関係機関との適切な連携を行う。

- ・警察、児童相談所、医療機関などの相談機関
- ・県人権啓発センターや地方法務局などの人権擁護機関

3 組織の設置

(1) いじめ防止対策委員会

定時制教頭を委員長とし、生徒課長、教育相談担当、養護教諭を常任の委員とする。学級担任、部活動顧問を委員とすることを妨げない。また、必要に応じて、外部専門家として、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー各1名を加える。

(2) 役割

情報の収集、記録、共有や取組方針の企画立案等を行う。いじめ発生時は、緊急会議を開いて対応を協議する。学校が組織的にいじめの問題に取り組むために中核的な役割を担う。またいじめを受けた生徒を徹底して守り通し、いじめを迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口とする。

4 いじめ防止

(1) 未然防止のための対策

ア 道徳教育

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、互いの個性を認め、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うため、教育活動全体を通して道徳教育の充実を図る。

イ 生徒による自主的な活動

ホームルーム活動や生徒会活動、学校行事などを通して、生徒が自主的にいじめについて考え、話し合う機会を設ける。

ウ 人間関係づくり

学校生活全体を通して、生徒どうしが適切なコミュニケーションをはかり、相互に尊重しあえる人間関係の構築を図る。

エ 配慮を要する生徒への支援

学校として特に配慮が必要な生徒については日常的に、配慮を必要とする生徒の特性を踏まえた適切な支援及び指導を組織的に行う。

オ 保護者等との連携

保護者や地域に対して、生徒の様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するように啓発する。

カ 教職員の研修

事例検討などの研修を、外部の専門家などと連携し、計画的に行い、事案対処に関する教職員の資質能力向上を図る。教職員の言動が、生徒を傷付けたり、いじめを助長したりすることがないように指導の在り方に細心の注意を払う。

キ 学校評価による取組の改善

いじめ防止等のための対策に関する基本方針において、いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。

(2) 対策の検証・評価

学年末までに、対策の検証・評価を行い、必要事項は次年度へ申し送る。

年間計画

4月	対面式、面接週間	10月	保育実習
5月	遠足	11月	修学旅行
6月	生活体験文作成	12月	心の教育、保護者面談
7月	保護者面談	1月	合同文化祭
8月	教職員研修	2月	年度末評価
9月	面接週間	3月	中学校訪問

5 いじめの早期発見

(1) 早期発見のための措置

ア 生徒の実態把握

生徒に対する日常的な観察を基盤に、定期的なアンケート調査や面談を行う。

イ 相談体制の整備

教育相談係、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどによる相談体制を整備する。また相談を受けた場合には、家庭や地域等と連携し、いじめを受けた生徒やいじめについて報告した生徒の立場を守るための対策をとる。

年間計画

4月	相談体制の整備、面接	9月	面接
6月	アンケート	12月	アンケート、保護者面談
7月	面接、保護者面談	2月	年度末評価

6 いじめに対する措置

(1) 早期の事実確認

いじめの相談を受けたり、生徒がいじめを受けていると思われたりするときは、速やかに事実確認を行う。いじめが確認された場合には、県教委に報告する。

(2) 組織的な対応

いじめが確認された場合には、いじめを止めさせ、再発防止のため、組織を活用し、必要に応じて心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の協力を得ながら、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援、いじめを行った生徒とその保護者に対する指導、助言を継続的に行う。

(3) 被害生徒への支援

必要に応じて、いじめを行った生徒についていじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめを受けた生徒が、安心して教育を受けられるように支援する。

(4) 加害生徒への指導

いじめを行った生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

(5) 保護者対応

被害生徒の保護者と、加害生徒の保護者との間で争いが起きることがないように、保護者と情報を共有するなど必要な措置をとる。

(6) 関係機関との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察に相談し、連携して対応する。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察へ通報するなど、適切な援助を求める。日頃から警察や相談機関等と協力体制を確立し、いじめが起きたときには、状況に応じて連携し、早期に対応する。また、学校が常設する組織には、必要に応じて児童相談所や医療機関等の外部専門家の参加について協力を求める。

(7) いじめが「解消している」状態

いじめに係る行為が少なくとも3か月間行われず、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないことの2点が満たされていること要件とする。いじめが「解消している」状態に至っても、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察していく。

7 重大事態への対処

(1) 重大事態のケース

重大事態とは、次のような場合を言う。

ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金銭を奪い取られた場合 等

イ 欠席の原因がいじめと疑われ、生徒が相当の期間、学校を欠席しているとき。
あるいは、いじめが原因で生徒が一定期間（30 日以上）連続して欠席しているとき。

ウ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

(2) 教育委員会への報告

重大事態が発生した場合には、県教委報告し、その判断のもと、速やかに組織を設ける。また県教委の判断のもと、その旨を知事に報告する。

(3) 調査組織による調査

調査組織は、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行う。この際、因果関係の特定を急ぐべきではない。なお、生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合には、生徒の尊厳を保持しつつ、保護者の気持ち、要望や意見に十分配慮しながら、速やかに調査を行う。

(4) 被害生徒・保護者への情報提供

学校は、いじめを受けた生徒とその保護者に、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を提供する。

(5) 報道への対応

原則として管理職を窓口とする。情報発信・報道対応については、プライバシー配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要である。初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないように留意する。また、自殺については連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする必要がある。

(6) その他の留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷付き、学校全体に生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校は、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。